

## 特別養護老人ホームしおさい苑 運営規程 (指定介護老人福祉施設)

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清新会が運営する特別養護老人ホームしおさい苑（以下「施設」という。）が行う指定介護老人福祉施設サービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態にある入所者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、入所者の意志及び人格を尊重して常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 従業者は、入所者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業所及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(施設の名称)

第3条 施設の名称、所在地及び入所定員は、次のとおりとする。

- 1 名 称 社会福祉法人清新会 特別養護老人ホームしおさい苑
- 2 所在地 茨城県神栖市矢田部 9416 番地の 1
- 3 定 員 50 名 (4 人室 : 13、2 人室 : 2、1 人室 : 4)

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りである。

- 1 施設長（管理者） 1 名（常勤）

施設長（管理者）は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 2 事務職員 2 名（常勤）

事務職員は、庶務、一般事務及び会計経理を行う。

- 3 医師 1 名（非常勤）

医師は、入所者の健康状態の把握、健康保持及び療養指導のための適切な措置を行う。

- 4 生活相談員 1 名（常勤）

生活相談員は、入所者及び家族からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。

- 5 看護職員 3 名（常勤）

看護職員は、入所者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導、医療機関との連絡調整を行う。

- 6 介護職員 17 名（常勤）

介護職員は、入所者の入浴、排泄、食事等の日常生活上の支援を行う。

- 7 機能訓練指導員 1 名（常勤）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

- 8 栄養士又は管理栄養士 1 名（常勤）

栄養士又は管理栄養士は、給食の献立の作成、入所者の栄養ケア・マネジメント、食品及び衛生管理に努め調理員の指導等を行う。

9 調理員 5名（常勤）

調理員は、献立に基づき食品衛生に留意し給食を調理し適正な給食業務にあたる。

10 介護支援専門員 1名（常勤）

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成、他の専門機関との連絡調整を行う。

（内容手続きの説明及び同意）

第5条 施設は、サービスの提供の開始に際してはあらかじめ入所申込者又は家族に対し契約事項、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について入所申込者の同意を得るものとする。

（受給資格等の確認）

第6条 施設は、サービスの提供を求められた場合は、入所者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び認定有効期間を確認しなければならない。

2 施設は、前項の被保険者証に介護保険法に規定する認定審査会意見が記載されている時は審査会意見に配慮してサービスを提供するものとする。

（入退所）

第7条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものに対し、サービスを提供するものとする。

2 施設は、入所者が入院治療を必要とする場合、その他入所者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

3 施設は、入所者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴の把握に努めるものとする。

4 施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうか検討するものとする。

5 前項の検討に当たっては、特別養護老人ホームしおさい苑入所指針に基づく入所検討委員会で協議するものとする。

6 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれる事となる環境等を勘案し、その者の退所のために必要な援助を行うものとする。

7 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業所に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（要介護認定の申請に係る援助）

第8条 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定申請が行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は入所申込者の意志を踏まえ速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 施設は、要介護認定の更新が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行なわれるよう必要な援助を行うものとする。

（入退所の記録の記載）

第9条 施設は、入所に際しては、入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種別及び名称を、退所に際しては退所の年月日を当該者の被保険者証に記載するものとする。

（指定介護老人福祉施設サービスの内容）

第10条 指定介護老人福祉施設サービスの内容は、次のとおりとする。

- 2 常に入所者の心身の状況を的確に把握しつつ相談援助等の生活指導、その他必要なサービスを入所者の希望に添って適切に提供する。
- 3 懇切丁寧に行うことを旨として入所者又はその家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 5 入所者の心身の状況に応じて、1週間に2回以上入浴又は清拭を行う。また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。
- 6 入所者の心身の状況に応じて、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
- 7 おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えを行うものとする。
- 8 食事の提供は、栄養、入所者の身体状況、嗜好、摂取時間、自立支援等を考慮したものとするとともに、できるだけ離床して食堂で行われるよう努める。
- 9 入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理を計画的に行う。
- 10 入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した生活が営むことができよう、栄養管理を計画的に行う。

(施設サービス計画の作成)

- 第11条 施設長（管理者）は、入所者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの入所者が利用するサービスの継続性等に配慮してサービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。
- 2 介護支援専門員は、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し入所者や家族に対し、その内容等について説明し同意を得るものとする。

(利用料及びその他の費用の額)

- 第12条 施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証割合証による自己負担割合に応じた額とする。
- 2 法定代理受領サービスに該当しない居住費及び食費の負担額（該当する入所者負担段階における負担限度額）、その他の費用として日常生活において通常必要とされるサービスについては、その費用の額の支払いを受けることができる。
- 3 前各項に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(相談及び援助)

- 第13条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め入所者またはその家族に対し、その相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第14条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためにレクリエーション行事を行うものとする。
- 2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わりに行うものとする。
- 3 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するように努める。

(機能訓練)

- 第15条 施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又なその減退を防止するための訓練を行うものとする。この訓練は、

機能訓練室における訓練に限るものではなく、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事等の実施を通じた機能訓練を含むものであることを十分に配慮し行うものとする。

(健康管理)

第16条 施設の医師および看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。

- 2 施設の医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳に必要な事項を記載するものとする。ただし、健康手帳を有しないものについては、この限りではない。

(衛生管理)

第17条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。

- 2 施設は、環境衛生の保持及び感染症防止に努め、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じなければならない。

(1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第18条 施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であつて、入院後おおむね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事業がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所することができるように配慮するものとする。

(入所者に関する市町村への通知)

第19条 施設は、入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- 2 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

- 3 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき

(施設利用にあたっての留意事項)

第20条 入所者は、サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

(1) 共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努め、規律ある生活をする。

(2) 指定した場所以外で火気を取扱わないこと。

(3) 口論、暴力、泥酔、中傷等その他、他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(4) 従業者の指導による日課を励行し、管理上必要な指示に従うこと。

- 3 入所者は、健康に留意し施設で行う健康診断は特別の理由がない限り、努めて受診しなければならない。

- 2 入所者は、外出又は外泊しようとするときは、所定の手続きを取って外出、外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時などを施設に届け出なければならない。

- 3 入所者は、家族関係などに変更が生じたときは、速やかに施設に届け出なければならない。

(協力病院)

第21条 施設は、あらかじめ協力病院を定めておかなければならない。

(緊急時等における対応)

第22条 サービス提供時に、入所者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに協力病院への連絡を行う等の必要な措置を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第22条の2 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(非常災害対策)

第23条 施設は、消防法の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、災害に備えるために、避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(身体拘束)

第24条 施設は、サービスの提供にあたっては、当該入所者又は他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」という。)を行わないものとする。

2 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止)

第25条 施設は、入所者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次に掲げる措置を講じる

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施(年2回以上)
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置(担当者:施設長)
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情処理)

第26条 施設は、その提供したサービスに係る入所者からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情受付の窓口を設けるものとする。

(秘密保持)

第27条 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持することを遵守する。

(その他運営に関する重要事項)

第28条 施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供に関する記録書類を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- 2 施設は、従業者の資質向上を図るための研修会の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制の整備を図る。

(1) 採用時研修 採用後 3 カ月以内

(2) 採用後研修 年 1 回以上

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人清新会と事業所の管理者が協議して定めるものとする。

(付 則)

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から適用する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。